別紙様式第14号(第141条第1項関係)

(日本産業規格A4)

# 農林中央金庫代理業に関する報告書

(　　年　　月　　日から<br>　　年　　月　　日まで)

年　　月　　日

主たる営業所<br>又は事務所の<br>所在地

商号又は名称

代　表　者　氏　　名

(記載上の注意)

本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

1　許可年月日及び許可番号

(記載上の注意)

農林中央金庫法(以下「法」という。)第95条の3第1項に規定する銀行等が農林中央金庫代理業を営む場合にあっては、許可年月日及び許可番号に代えて、同項の規定により農林中央金庫代理業を営む者である旨を記載すること。

2　農林中央金庫代理業の概況

(記載上の注意)

直近の事業年度における農林中央金庫代理業の経過及び成果を記載すること。

3　委託契約年月日等

| 農林中央金庫との委託契約年月日 | 農林中央金庫代理業再委託者名 | | 農林中央金庫代理業の業務の内容 |
|---|---|---|---|
| | | 再委託契約年月日 | |
| | | | |
| | | | |

(記載上の注意)

1　「農林中央金庫代理業再委託者名」欄は、農林中央金庫代理業再委託者(法第95条の4第1項において読み替えて準用する銀行法第52条の58第2項に規定する農林中央金庫代理業再委託者をいう。以下同じ。)の再委託を受けて農林中央金庫代理業を営むときに限り、当該農林中央金庫代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び農林中央金庫代理業の許可番号を記載すること。

2　「農林中央金庫代理業の業務の内容」欄は、農林中央金庫のために行う農林中央金庫代理業の業務の内容を記載すること。

4　役員及び使用人の状況

| | 役　　員 | うち非常勤 | 使　用　人 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 総　　数 | 名 | 名 | 名 | 名 |

（記載上の注意）

1　本表は、当期末における農林中央金庫代理業に従事する役員及び使用人について記載すること。なお、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。

2　「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

5　営業所又は事務所の状況

| 名　　称 | 所　在　地 | 使　用　人 | 農林中央金庫代理業の業務の内容 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

（記載上の注意）

適宜地区別に区分して記載すること。

6　農林中央金庫代理業の実施状況

(1)　預金関係

①代理　　（単位：千円、件）

| 流動性預金 | | うち当座預金 | | 定期性預金 | | 合　　計（その他を含む。） | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 口座数 | 残高 | 口座数 | 残高 | 口座数 | 残高 | 口座数 | 残高 |
| | | | | | | | |

（記載上の注意）

当期末における貯金の口座数及び残高を記載すること。

②媒介　　（単位：件）

| 流動性預金 | うち当座預金 | 定期性預金 | 合　　計（その他を含む。） |
|---|---|---|---|
| 件数 | 件数 | 件数 | 件数 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | |

(記載上の注意)

「件数」欄は、法第95条の2第2項第1号に規定する契約の締結の媒介行為を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った件数を記載すること。

(2) 貸出金関係

①代理 (単位：千円、件)

| 消費者向け貸出金 | | 事業者向け貸出金 | | 合　　計 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 件　数 | 残　高 | 件　数 | 残　高 | 件　数 | 残　高 |
| | | | | | |

(記載上の注意)

当期末における貸出金の件数及び残高の合計額を記載すること。

②媒介 (単位：千円、件)

| 消費者向け貸出金 | | 事業者向け貸出金 | | 合　　計 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 件　数 | 媒介額 | 件　数 | 媒介額 | 件　数 | 媒介額 |
| | | (　　) | (　　) | | |

(記載上の注意)

1　当期中における法第95条の2第2項第2号に規定する契約の締結の媒介行為を行った件数及び媒介額を所属組合ごとに記載すること。

2　「件数」欄は、媒介行為を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った件数を記載すること。

3　「媒介額」欄は、当期中に契約の締結に至ったものの契約時の貸付けの金額を記載すること。

4　「件数」及び「媒介額」欄の(　)には、規格化された貸付商品(農林中央金庫法施行規則第123条第6号ハに規定する規格化された貸付商品をいう。)の件数及び媒介額を内書すること。

(3) 為替取引関係 (単位：件)

| 代　　理 | 媒　　介 |
|---|---|
| | |

(記載上の注意)

1　「代理」欄は、当期中における法第95条の2第2項第3号に規定する契約の締結の代理行為を行った契約件数を記載すること。

2　「媒介」欄は、当期中における法第95条の2第2項第3号に規定する契約の締結の媒介

行為を行った契約件数を記載すること。

(4)　手数料の状況　　（単位：千円）

| 手　　数　　料 |
| --- |
| |

(記載上の注意)

「手数料」欄は、当期中に農林中央金庫(農林中央金庫代理業再受託者(法第95条の4において読み替えて準用する銀行法第52条の58第2項に規定する農林中央金庫代理業再受託者をいう。)にあっては、農林中央金庫代理業再委託者)から得た農林中央金庫代理業に係る手数料の金額を記載すること。